

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

練馬区が確認書(または申請書)を受理した日から3週間程度かかります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

練馬区から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

基準日（令和3年12月10日）時点で
住民登録のある市区町村から確認書が
送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）まで

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

練馬区の
申請書配布先

臨時相談窓口(本庁舎1階アトリウム)
総合福祉事務所、生活サポートセンター
練馬区社会福祉協議会(新練馬ビル)など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯

基準日(令和3年12月10日)時点の全世帯員が、令和3年1月1日以前から練馬区にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、練馬区から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、練馬区に返信してください。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座情報に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族等だけの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

基準日(令和3年12月10日)時点の世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 令和3年度の住民税均等割が非課税であることを練馬区から前住所地に照会します。確認でき次第、確認書を送付します。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12）等が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額の詳細は、お問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに郵送でご提出ください。

! 意図的に、新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに練馬区や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、練馬区や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



最新の情報は、練馬区ホームページをご確認ください。



お問い合わせ

制度について…

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

支給手続きについて…

練馬区住民税非課税世帯臨時特別給付金コールセンター



03-6479-7526

受付時間 平日9:00~17:00（祝休日を除く）